

国道134号沿線

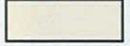
藤沢海岸

占用許可基準（海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5、港湾法第37条第1項、道路法第32条第1項又は第3項）

- ・ 工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用しない。
- ・ 自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。

基本色

10YR8.5/0.5
(オリーブ)



10YR6/1
(グレイッシュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



国道134号沿線

片瀬漁港

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号口）

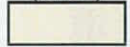
- ・ 防波堤の照明灯、防護柵の色彩はN9 (ホワイト) 程度とする。
- ・ その他の工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・ 工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・ 建築物の屋根及び外壁の基調色は、別表1及び別表2による。
- ・ 公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

N9
(ホワイト)



基本色

10YR8.5/0.5
(オリーブ)



10YR6/1
(グレイッシュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)

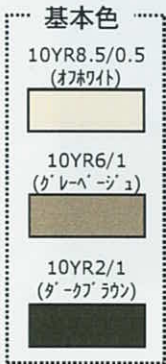


国道134号沿線

片瀬漁港

占用許可基準（漁港漁場整備法第39条第1項）

- ・ 工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・ 自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。



江の島（臨港地区）

<方針>

江の島の歴史とヨットハーバーが調和する景観の創出



旧島部と港湾の景観の調和を図り、緑豊かで自然環境のあふれる海辺のまち並み景観の形成を目指すとともに、対岸や島内からの眺望に配慮する。

江の島 (臨港地区)

湘南港

整備に関する事項 (景観法第8条第2項第5号ロ)

- ・大規模な工作物は、臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。
- ・緑地の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。
- ・南防波護岸の照明灯、防護柵の色彩は、N9(木目)程度とする。但し、灯台周辺の防護柵は10YR7/0.5程度(淡いグレー-ジュ)とする。
- ・その他の工作物は色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・植栽は、周辺の自然環境との調和や眺望に配慮し、維持保全に努める。
- ・公共サインの地色は控えめな色彩を用いるとともに、使用する色彩は3色程度におさめること。

10YR7/0.5
(淡いグレー-ジュ)

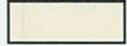


N9
(木目)



基本色

10YR8.5/0.5
(木目)



10YR6/1
(グレー-ジュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



江の島 (臨港地区)

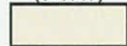
湘南港

占用許可基準 (港湾法第37条第1項)

- ・大規模な工作物は、臨港道路付近に極力設置しないこととし、海や江の島への眺望に配慮した配置に努める。
- ・工作物は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮した形態意匠とする。

基本色

10YR8.5/0.5
(木目)



10YR6/1
(グレー-ジュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



江の島(臨港地区) 湘南港
 臨港道路
 江の島(旧島部) 県道305号
 市道334,358号

江の島(臨港地区)

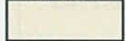
臨港道路

整備に関する事項(景観法第8条第2項第5号口)

- ・歩道の舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。
- ・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。
 なお、江の島大橋以北については10YR8.5/0.5程度(オフホワイト)とする。
- ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
- ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールは10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。なお、江の島大橋以北については10YR8.5/0.5程度(オフホワイト)とする。
- ・その他の工作物の色彩は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・植栽は周囲のまち並みや自然環境との調和に配慮し、維持保全に努める。
- ・電線類地中化の維持に努める。
- ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占有者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。

基本色

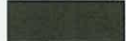
10YR8.5/0.5
(オフホワイト)



10YR6/1
(グレーベージュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



23

江の島(臨港地区) 湘南港
 臨港道路
 江の島(旧島部) 県道305号
 市道334,358号

江の島(臨港地区)

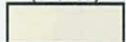
臨港道路

占用許可基準(港湾法第37条第1項)

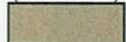
- ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールは10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。なお、江の島大橋以北については10YR8.5/0.5程度(オフホワイト)とする。
- ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色彩は、10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。なお、江の島大橋以北については10YR6/1程度(グレーベージュ)とする。
- ・その他の工作物の色彩は色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。

基本色

10YR8.5/0.5
(オフホワイト)



10YR6/1
(グレーベージュ)

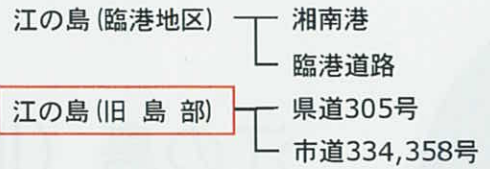


10YR2/1
(ダークブラウン)



24

江の島 (旧島部)



<方針>

江の島の歴史を継承する
景観の創造



江の島の自然やまち並みとの調和を図り、史跡名勝江の島にふさわしい景観づくりを目指すとともに、対岸や島内からの眺望に配慮する。

江の島 (旧島部)



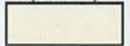
県道305号江の島

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）

- ・舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとする。弁天橋の舗装材は参道部分との調和を図る。
- ・道路照明灯、防護柵の色彩は、10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。
- ・車止めは周辺から突出する意匠を避け、周囲の景観との調和に配慮する。
- ・標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色相は10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。
- ・その他の工作物の色彩は、色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとする。
- ・工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとする。
- ・電線類地中化の維持に努める。
- ・電線類の地中化に伴い設置する地上機器は、位置・色彩について配慮するよう、占用者に働きかける。又は地上機器の周辺を、植栽による遮蔽などで修景を図る。

基本色

10YR8.5/0.5
(ホワイト)



10YR6/1
(クレージュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



江の島（旧島部）



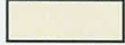
県道305号江の島

占用許可基準（道路法第32条第1項又は第3項）

- ・ 標識、公共サイン、道路反射鏡等は仕様の統一と共架に努め、ポールの色相は10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。
- ・ 電線類の地中化に伴い設置する地上機器等の箱状工作物の色相は、10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。
- ・ 橋梁に添架する施設は、修景に努める。
- ・ その他の工作物の色相は色相R, YR, Y系は彩度6、その他の色相は彩度4を超える色彩を使用せず、周辺の自然環境との調和に配慮したものとす。

基本色

10YR8.5/0.5
(オリーブ)



10YR6/1
(クレベージュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



27

江の島（旧島部）



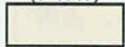
市道片瀬334号線、市道片瀬358号線

整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）

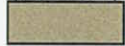
- ・ 舗装材は自然石材等の景観に配慮した素材の使用に努め、色調と舗装パターンは周辺の形態に即したものとす。
- ・ 道路照明灯、防護柵の色相は、10YR2/1程度(ダークブラウン)とする。
- ・ 工作物の素材は、長期間にわたる景観へ配慮し、経年変化やメンテナンスを考慮したものとす。

基本色

10YR8.5/0.5
(オリーブ)



10YR6/1
(クレベージュ)



10YR2/1
(ダークブラウン)



28

色彩基準(共通)

別表1 屋根

■の範囲は使用できません

彩度区分	明度区分	色調	明度範囲	各色相における彩度の範囲			
				R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	R, YR, Y以外の 色相
無彩色・ ごく低彩度色	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0			0~0.5
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0			0~0.5
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
	低明度	D-1	0~2.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0			0.6~1.0
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0~10.0	2.1~3.0			1.1~2.0
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	1.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
	低明度	D-3	0~2.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0~10.0	3.1以上	3.1以上	3.1以上	2.1以上
	高明度	L-4	6.0~8.9	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上
	中明度	M-4	3.0~5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上
	低明度	D-4	0~2.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上

※藤沢市景観計画における大規模建築物(湘南海岸なぎさベルト)の色彩基準と同等 29

色彩基準(共通)

別表2 外壁

■の範囲は使用できません

彩度区分	明度区分	色調	明度範囲	各色相における彩度の範囲			
				R (赤)	YR (黄赤)	Y (黄)	R, YR, Y以外の 色相
無彩色・ ごく低彩度色	白・オフホワイト	W-1	9.0~10.0	0~1.0			0~0.5
	高明度	L-1	6.0~8.9	0~1.0			0~0.5
	中明度	M-1	3.0~5.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
	低明度	D-1	0~2.9	0~1.0	0~2.0	0~1.0	0~0.5
低彩度	白・オフホワイト	W-2	9.0~10.0	1.1~2.0			0.6~1.0
	高明度	L-2	6.0~8.9	1.1~2.0	1.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	中明度	M-2	3.0~5.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
	低明度	D-2	0~2.9	1.1~2.0	2.1~3.0	1.1~2.0	0.6~1.0
中彩度	白・オフホワイト	W-3	9.0~10.0	2.1~3.0			1.1~2.0
	高明度	L-3	6.0~8.9	2.1~3.0	3.1~5.0	2.1~3.0	1.1~2.0
	中明度	M-3	3.0~5.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
	低明度	D-3	0~2.9	2.1~4.0	3.1~6.0	2.1~4.0	1.1~2.0
高彩度	白・オフホワイト	W-4	9.0~10.0	3.1以上	3.1以上	3.1以上	2.1以上
	高明度	L-4	6.0~8.9	3.1以上	5.1以上	3.1以上	2.1以上
	中明度	M-4	3.0~5.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上
	低明度	D-4	0~2.9	4.1以上	6.1以上	4.1以上	2.1以上

※藤沢市景観計画における大規模建築物(湘南海岸なぎさベルト)の色彩基準と同等 30

適用除外（適用しないもの）

整備に関する事項及び占用許可基準等に関して、以下に該当するものについては適用除外とします。

- 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- 緊急上やむを得ないもの
- 公共施設管理者が自ら設置・築造したもので、景観計画の施行時点で現に存するもの（維持・管理・修繕等小規模補修を含む。）
- 地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの
(ただし、地下道等で一般の人々が通行し、目に見えるものを除く。)
- 仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物

31

別途 協議するもの

次に該当するものについては公共施設管理者と市が調整を図り、その仕様及び色彩を決定するものとします。

- 素材を着色しないで使用するもの
(自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等)
- 交通安全上、施設管理上又は防災上、色彩による視認性の確保が必要となるもの
- 周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの

32